

平成 15 年度

包括外部監査の結果報告書

県立大学に係る財務に関する事務の
執行及び事業の管理について

宮城県包括外部監査人
公認会計士 尾町雅文

目 次

包括外部監査の結果報告書	1
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
4 外部監査の方法	2
5 外部監査の実施期間	4
6 外部監査人補助者の資格と人数	4
7 利害関係	4
第2 監査対象の概要	5
1 県立大学の概要	5
2 県立大学の事業収支	6
第3 外部監査の結果	7
1 宮城大学研究補助金	7
2 科学研究費補助金の管理体制	12
3 受託研究	13
4 借上宿舎に係る公費負担	14
5 兼務報酬の支給	15
6 契約方法の見直し	15
7 委託料の積算の見直し	16
8 公有財産の管理	16
9 物品管理	18
< 参考資料 >	20
1 問題が発見された宮城大学研究補助金の明細	20
2 現物管理上、問題が発見された物品	21

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見	22
教育研究機能の発揮と県民への説明責任	22
1 公立大学を取り巻く環境	22
2 県立大学に係る財政負担	24
3 県立大学の今後の課題	29
県立大学に係る財務事務及び事業の管理の適正化	34
1 補助金制度に生ずる利益相反	34
2 科学研究費における旅費の取扱いの統一化	34
3 宮城大学教員宿舍の取得費用と有効利用	35
4 債務負担行為の設定	36
5 競争入札の活性化	37
6 備品の購入時期	37
7 公有財産の管理	38
8 物品管理	39
9 入学者選抜手数料の徴収事務	41
10 学生寮に係る経費負担の処理	41
< 参考資料 >	42
1 県立大学と他大学との事業収支比較表作成の前提	42
2 業務実施コスト計算書試算の前提	43

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合があります。

包括外部監査の結果報告書

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）外部監査の対象

県立大学に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について
監査対象部局は次のとおりである。

総務部県立大学室

宮城大学

宮城県農業短期大学（以下、単に「農業短大」という。）

（2）監査対象期間

原則として平成 14 年度（平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで）。ただし、必要に応じて監査時点及び過年度についても監査対象とした。

3 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

宮城県は宮城大学、農業短大の 2 つの県立大学（以下、総称して単に、「県立大学」という。）を有し、それぞれの分野における県民の要請に応えるため、その充実強化に努めている。

しかし、少子化の時代を迎えて、国公立大学及び私立大学の大学間の競争は一層厳しくなると予想され、公立大学のあり方そのものが検討されようとしている。

国立大学については、平成 16 年 4 月より国立大学法人へ移行することが決定しており、公立大学においても、各自治体の判断に基づき地方独立行政法人へ移行することが可能となり、公立大学の法人化に向けての動きも出始めている。

県立大学を取り巻くこのような環境を考慮し、大学事業の財務事務の合規性を確かめるほか、管理運営事務が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨を達成しているかについて監査を行うことは、県立大学の法人化の対応等を含めて、今後の大学事業の運営に有益であると判断した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

県立大学に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理の法令等への合規性、経済性・効率性及び有効性の観点から以下の項目について特に留意して監査を実施することとした。

- 公有財産の管理は適切に行われているか
- 物品の管理は適切に行われているか
- 図書等の管理は適切に行われているか
- 支出に関する契約事務は法令等に準拠しているか
- 補助金の交付手続は法令等に準拠しているか
- 学費等の入金管理は適切に行われているか
- 受託研究費の管理は適切に行われているか
- 科学研究費補助金等の管理は適切に行われているか

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。

なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査^(注)により行った。

(注) 試査とは、特定の監査手続の実施に際して、監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

1) 監査対象の全般的把握のために行った手続

歳入歳出決算附属表（平成 11 年版、平成 12 年版、平成 13 年版、平成 14 年版）を査閲した。

平成 14 年度定期監査資料を閲覧した。

平成 14 年度の歳出整理表及び歳入整理表を査閲した。

主要関連法規（「宮城大学条例」、「県立学校条例」、「学則」など）を閲覧した。

平成 14 年度に実施された宮城大学外部評価委員会による「宮城大学外部評価報告書」（平成 15 年 3 月）を閲覧した。

の外部評価に対する宮城大学評価委員会による「宮城大学の改革 - 外部評価報告への対応 -」（平成 15 年 12 月）を閲覧した。

2) 監査対象の個々の事項について行った手続

公有財産の管理

- 公有財産の台帳管理について、閲覧、質問、任意にサンプル抽出した物件の現地調査、登記されている物件につき登記簿謄本との照合、増加取引につき証憑との照合、関連法令等との合規性の吟味を行った。
- 教員・職員宿舍貸与について、質問、貸付料調定決議書の閲覧、貸付料再計算、宿舍台帳・貸与申請書の閲覧を行った。
- 行政財産の目的外使用許可及び使用料減免について、質問、許可申請書・決裁

文書等関連資料の閲覧、関連法令等との合規性の吟味を行った。

物品の管理

- 所有物品の管理について、質問、備品一覧表他管理資料の閲覧、備品一覧表等から任意にサンプル抽出した物品の現物調査、関連法令等との合規性の吟味を行った。
- リース物品の管理について、質問、リース契約書類から任意にサンプル抽出したリース物品の現物調査、関連法令等との合規性の吟味を行った。

図書の管理

- 最近実施の蔵書点検調査の状況及び図書台帳の整備状況を図書担当職員に質問し、入手した最近実施の蔵書点検調査の結果報告書について、関連管理帳票等を閲覧した。
- 平成14年度において実施した図書現物調査にかかる関連管理帳票間の整合性を検証した。
- 監査当日における蔵書記録と現物蔵書とを突合せ、記録の正確性と蔵書管理状況について検証した。
- 図書台帳上の所在不明図書の台帳からの削除処理、使用不能等要廃棄図書の廃棄処理を検討した。
- 図書購入、納入業者選定手続を図書担当職員に質問し、検討した。
- 未返却図書の現況（返却遅延状況等）及び管理状況の把握と返却促進手続きについて検証した。

支出に関する契約事務

- 委託料より任意にサンプル（宮城大学5件、農業短大5件）を抽出し、関係書類の照合、分析、比較、質問と関係法令等との合規性の吟味を行った。
- 使用料及び賃借料より任意にサンプル（宮城大学2件、農業短大2件）を抽出し、関係書類の照合、分析、比較、質問と関係法令等との合規性の吟味を行った。
- 備品購入費の予算執行に関する関係書類を分析、比較検討した。

補助金の交付手続

- 平成14年度宮城大学研究補助金より任意にサンプル（一般研究費3件、特別研究費2件）を抽出し、関係書類、資料の閲覧を行い、補助金交付手続の合規性を吟味した。
- 平成14年度宮城大学研究補助金に係わる関係書類の閲覧、担当者への質問を行い、予算執行の合規性の吟味を行った。

学費等の管理

- 授業料徴収について、調定決議書の閲覧、任意にサンプル抽出した6名（宮城大学、農業短大各3名ずつ）の調定決議書と学籍簿との照合、合計調定金額と歳入整理表の照合、調定件数と学生数の照合を行った。
- 授業料減免について、質問、減免申請者より任意にサンプル抽出した6名（宮

城大学、農業短大各 3 名ずつ)の申請書、減免決裁文書、調定決議書の閲覧、照合を行った。

- 授業料未納債権管理について、質問、督促状発送決裁文書及び督促対象債権リストの閲覧、照合を行った。
- 入学金について、質問、調定決議書の閲覧、調定決議書から任意にサンプル抽出した 6 名(宮城大学、農業短大各 3 名ずつ)につき願書・住民票(県内出願者)の照合、調定件数と新入学生数の照合、調定額と歳入整理表の照合を行った。
- 入学者選抜手数料について、質問、証紙貼付実績報告書から任意にサンプル抽出した貼付実績記録と願書及び消印された収入証紙現物との照合、関連法令等との合規性の吟味を行った。

受託研究

- 受託研究の申し込みから研究完了までの事務手続フローを質問し、事務手続の整備状況を確認した。
- 受託研究の関連帳票を閲覧し、その整備保管状況を検証した。

科学研究費補助金等の管理

- 平成 14 年度の科学研究費補助金より任意にサンプル抽出した 4 件(宮城大学、農業短大各 2 件ずつ)に係る管理用預金口座及び収支簿と領収書、請求額等について関係書類を照合し、その集計の正確性と経理処理など管理事務の適切性の吟味を行った。

5 外部監査の実施期間

平成 15 年 7 月 11 日から平成 16 年 3 月 17 日まで

6 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士 3 名

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 監査対象の概要

1 県立大学の概要

	宮 城 大 学	農 業 短 大
沿革	平成 9 年 大学設置 平成 13 年 大学院設置	昭和 27 年 創立(農業科設置) 昭和 37 年 畜産・農業土木科設置 昭和 47 年 現在地に新校舎完成、 長町より移転 昭和 55 年 園芸科設置
学部・学科 定員	大学 2 学部 3 学科 300 人 看護学部 100 看護学科(編入 10) 100 事業構想学部 200 事業計画学科 100 デザイン情報学科 100 大学院 20 人 看護学研究科 10 事業構想学研究科 10	4 学科 160 人 農 業 科 40 園 芸 科 40 畜 産 科 40 農業土木科 40
在籍数 (平成 15 年 5 月 1 日現在)	学部在籍数 1,247 人 (県内 66%) (男女比 39:61) 大学院在籍数 33 人 (県内 51%) (男女比 21:79)	学科在籍数 333 人 (県内 58%) (男女比 54:46)
教職員数 (平成 15 年 5 月 1 日現在)	117 人 教員 85 (うち教授 36、助教授 14) 事務局 32	52 人 教員 32 (うち教授 16、助教授 6) 事務局 20
出願者数(出願倍率) (平成 15 年度)	看護学部 看護学科 367 人(3.7) 事業構想学部 事業計画学科 577 人(5.8) デザイン情報学科 514 人(5.1) 全学 1,458 人(5.0)	農 業 科 68 人(1.7) 園 芸 科 100 人(2.5) 畜 産 科 132 人(3.3) 農業土木科 72 人(1.8) 全学 372 人(2.3)
進路等 (平成 15 年 3 月卒業)	進 学 看護学部 9 人(県内 44%) 事業構想学部 11 人(県内 82%) 就 職 看護学部 76 人(県内 64%) 事業構想学部 133 人(県内 39%) その他 事業構想学部 64 人	進 学 37 人(県内 3%) 就 職 75 人(県内 63%) その他 42 人(県内 62%)

	宮 城 大 学	農 業 短 大
施設等	校地面積 20.1ha 本部棟 SRC5階 (管理・講義・実習・図書) ラウンジ・センター・レストラン棟 RC3階 体育館・サウナ棟 RC2階 ブリッジ棟 RC2階	校地面積 16.5ha (うち学内農場 2.4ha) 坪沼農場 32.2ha 管理棟 RC2階 講義棟 RC3階 研究棟 RC3階 実験棟 体育館・サウナ棟・学生会館・図書館・学生寮
授業料等	入学金 564,000円 (県内は1/2の282,000円) 授業料 520,800円	入学金 169,200円 (県内は1/2の84,600円) 授業料 379,200円

2 県立大学の事業収支

県立大学2校の平成14年度の消費的支出及び収入は、それぞれ以下のようにっており、平成14年度の一般財源負担は宮城大学約15億円、農業短大約6億円の合計約21億円である。この傾向は、最近3年間でも大きな変化はない。

(単位：千円)

	宮 城 大 学	農 業 短 大	計
総支出	2,292,284	730,965	3,023,249
消費的支出	2,120,275	697,420	2,817,695
人件費小計	1,112,818	452,855	1,565,673
報酬(非常勤講師)	39,637	14,182	53,819
給料	672,064	279,527	951,591
職員手当等	401,117	159,146	560,263
その他経費小計	1,007,457	244,565	1,252,022
報酬	44,052	4,236	48,288
共済費	170,639	70,348	240,988
賃金	10,284	6,769	17,053
報償費	16,454	2,449	18,903
旅費	38,726	13,332	52,058
需用費	206,865	62,950	269,815
役務費	36,709	4,510	41,219
委託料	176,870	62,443	239,313
使用料及び賃借料	194,674	10,386	205,060
工事請負費	2,888	4,473	7,361
原材料費	-	365	365
負担金、補助金及び交付金	109,256	2,107	111,363
公課費	40	197	237
投資的支出	172,009	33,545	205,554
公有財産購入費	136,679	-	136,679
備品購入費	35,330	33,545	68,875
独自収入	797,274	157,899	955,173
使用料手数料	766,187	147,496	913,683
財産収入	11,399	7,617	19,016
諸収入	19,688	2,786	22,474
差引：一般財源負担	1,495,010	573,066	2,068,076

(注) 人件費は、文部科学省指定統計「学校基本調査」の区分とした。また、使用料手数料には、学生生徒納付金として入学金、授業料のほか、入学選 hands 手数料及び証明手数料を含む。

第3 外部監査の結果

1 宮城大学研究補助金

宮城大学研究補助金は、宮城大学における学術研究を推進し、研究基盤を形成するため、所属する教員が行う学術研究に要する経費について、県が当該教員に対して補助金として交付するものである。

宮城大学研究補助金の年度別推移は次のとおりである。

(単位：件、千円)

年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
件数	92	91	100
補助金確定額	110,414	107,820	105,206

当該補助金の趣旨は、教員の研究費を一般事務費扱いにする方法(平成9年度はこの方法で行っていた)では予算執行を弾力的に行うことが難しい面があることを配慮し、平成10年度より創設されたものであり、大学における教育研究のために必要とする「設備備品費」「需用費」「内国旅費」「外国旅費」「謝金」「その他」に係る購入、支払経費について原則として100%補助対象としている。

補助金額は一般研究費と特別研究費に区分して算出されるが、一般研究費は国が定める「国立大学教育研究基盤校費」に準じた算出方法により予算枠が決定され、その後、教授会において、当該予算枠を前提に各教員への割当額が決定される。

一方、特別研究費は学長の裁量判断により、実施する研究テーマ及び研究者を指定・選定して補助金額が決定される。

平成14年度における当該補助金に係る補助対象別経費の執行状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	設備備品費	需用費	内国旅費	外国旅費	謝金	その他	合計
一般	9,307	27,954	27,530	13,213	8,480	10,282	96,767
特別	1,732	3,238	2,136	2,080	1,923	1,101	12,211
合計	11,040	31,192	29,667	15,293	10,403	11,384	108,978

(包括外部監査人が「宮城大学研究補助金収支決算報告書」を集計して作成)

注．補助金交付申請額が上限になるため、「合計」額は補助金確定額と相違する。

(1) 補助金額の算出方法について

宮城大学によれば、「研究補助金（一般研究費）の算出方法について、平成 13 年度までは教員の職種（教授、助教授、講師、助手）による定額割当方式で行われ、平成 14 年度からは、個々の教員の目指す学術研究に要する必要研究費に基づいて算出されている」とのことである。

補助金交付決定額（教員の職種別 1 人当たりの金額）の年度別推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
算出方法	職種による 定額割当	職種による 定額割当	必要研究費に 基づいて算出
【看護学部】			
教授（大学院教員兼務）	-	1,630	1,570
教授（学部のみ）	1,360	1,280	1,220
助教授（大学院教員兼務）	-	1,370	1,320
助教授（学部のみ）	1,080	1,020	970
講師	950	900	850
助手	270	260	240
【事業構想学部】			
教授（大学院教員兼務）	-	1,650	1,650
教授（学部のみ）	1,393	1,300	1,300
助教授（大学院教員兼務）	-	1,631	1,630
助教授（学部のみ）	1,374	1,281	-
講師	-	1,281	1,281
助手	377	377	377

（「宮城大学研究補助金確定額一覧」に基づき包括外部監査人が作成）

注 1 . 共同研究や年度途中より教員に就任したケースは、年間 1 人当たり金額として検討できないため、除外している。

注 2 . 平成 14 年度は若干の金額的ばらつきがあるため、最頻度値を抽出している。また、該当件数が少なく最頻度値を抽出できないものは「 - 」としている。

補助金交付決定額（教員の職種別）の年度別推移より次の傾向が読み取れる。

- 看護学部では 1 人当たり金額が減少傾向にあるが、教員の職種別のおおよその比率は、教授：助教授：講師：助手 = 5 : 4 : 3.5 : 1 であり、各年度とも一定している。
- 事業構想学部では教員の職種別の金額がほぼ定額で推移している。
- 両学部共通して、大学院兼任教員に対して一律 350 千円上乘せしている。

このような傾向を考慮すると、補助金交付先である教員から申請される「宮城大学研究補助金交付申請書」自体が形骸化していると認められ、補助金交付決定額が「個々の教員の目指す学術研究に要する必要研究費に基づいて算出されている」とは考えられない。

宮城大学の研究補助金の算出方法の基礎としている「国立大学教育研究基盤校費」は、平成 12 年度に教官の職種別に従来の修士講座・非実験に単価が統一され、大幅な削減見直しの改定が行われている。しかし、宮城大学の説明によれば、「宮城大学研究補助金は平成 15 年度から 5 ヶ年かけて段階的に改定後の「国立大学教育研究基盤校費」の水準に補正する」としている。

宮城大学研究補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第 1 によれば、「大学に所属する教員が行う学術研究（共同研究を含む。）に要する経費」について補助金交付の対象としており、教員の職種による定額割当に準じた補助金交付決定状況は要綱の趣旨に反しており、本旨に従った補助金交付を行うべきである。

（２）補助金の執行について

宮城大学研究補助金は各教員に一括交付されるものであり、その管理責任及び研究成果の報告等の義務は、各教員が負うものであるが、宮城大学は、是正措置命令（補助金等交付規則第 14 条第 1 項）や立入検査（同規則第 22 条第 1 項）の権限があり、補助金に係る予算の執行の適正性を確保する監督責任が求められている。

平成 14 年度宮城大学研究補助金について、補助金の経理管理が適切に行われているかどうかを検討した。その結果、次のような問題が発見された。

補助金の資金管理

宮城大学研究補助金では、補助金に係る予算の執行に関する公私の区分を明確にするため、補助金専用口座（教員個人名義）を開設し、教員からの請求に基づき当該口座へ概算払いを行い、当該口座で資金管理が行われている。

しかし、概算払い後まもなく補助金の全額が当該口座より引出され、結果として、教員が記録している収支簿（証拠書類に基づく記録簿）と補助金専用口座の出金記録が著しく乖離しているものがあった（参考資料 1 参照）。このなかには、補助対象経費の支出が、教員の個人口座から行われているものが数件あった（参考資料 1 参照）。

「宮城大学研究補助金に係る経理事務の手引き」（以下、「手引き」という。）によれば、「研究補助金といえども公金には変わらないので、補助金の使用に当たっては、県民の理解が得られるよう財務規則に従い、公正かつ平等な契約執行と常に研究費の支出状況を把握し効率的な経費の支出に努めるものとする」（手引き 5. 補助金の経理管理）としている。上記のような不明朗な預金管理は公金の管理として不適切であり、研究費の支出（小口払い経費を除く）は補助金専用口座より直接、振込により支出することが適当である。

年度末の備品購入

宮城大学研究補助金の設備備品費の執行状況をみると、年度末の3月に備品購入しているものが多く見られた（参考資料1参照）。

当該補助金については、4月中に研究実績報告を提出しなければならず、「学術研究に要する経費」として3月に備品購入しているのは、翌年度にも同じ研究テーマが続くことがあるとしても、単年度予算の原則の観点からは妥当とはいえない。また、これらの備品のうち一部については、業者からの請求書、領収書の日付が空欄のものや、備品台帳への登録処理が遅れているものが発見された（参考資料1参照）が、財務規則に照らして不適當である。

謝金に係る源泉徴収

外部講師やデータ整理等の作業手伝いに係る謝金が支払われているが、所得税法の規定に基づく源泉徴収が行われていない支出が発見された（参考資料1参照）。

（単位：円）

支払の種類	所得税法上の規定	源泉徴収の対象となる支払金額
アルバイト代 （3ヶ月以上継続支払）	所得税法第185条 所得税法施行令第309条 所得税法基本通達185-8(2)	957,120
研究協力者への謝金支払	所得税法第204条第1項第1号	300,000
非居住者への報酬支払	所得税法第161条第8号イ 所得税法第212条 所得税法第213条	198,000

これらの支出に係る源泉徴収義務者は支出した教員となるので、宮城大学は各担当教員が適切に源泉徴収を行うよう指導する必要がある。

謝金に係る出勤表の整備

手引きによれば、謝金の支出基準は、宮城県公務研修所講師手当支給基準を上限とするとともに、学長が定めた「宮城大学基準単価表」に基づいて決定している。また、一定期間出勤して資料整理等を行う場合には、出勤表を整備することになっている（手引き6. ）。

しかし、同じ協力者に対し継続的に謝金を支出しているにもかかわらず、出勤表が整備されていないものが発見された（参考資料1参照）。

これらの支出については、出勤表がないため所定の基準により謝金を支出しているか客観的に確かめられず、補助金の執行手続として適當ではない。

備品の寄附漏れ

補助金により備品を購入したときは、直ちにそれを県に寄附しなければならない（要綱第 8）が、需用費として処理された支出のなかに、備品（その耐用年数が 1 年以上の物品であり、1 件 2 万円以上のもの）に該当するものが含まれていた。補助対象経費の区分誤りであるが、結果的に県（大学）に寄附が漏れていたことになる。

変更申請を要する経費の支出

宮城大学研究補助金の交付申請をしようとする者は、あらかじめ学術研究に関する研究計画調書を作成し、補助金交付申請書を学長宛に提出するが、交付決定後に研究内容の変更等により交付申請書記載の事項を変更しようとする場合は、「軽微な変更」を除いて、事前に学長の承認を受けなければならない（要綱第 5(1)）。

第 5 (1)補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第 3 号により学長の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつてはこの限りではない。

- イ 経費の配分内訳の額を 50 万円又は補助金交付決定額の 20%の額のいずれか高い額以内で増減する場合
- ロ 研究実施計画の研究方法を変更する場合
- ハ 共同研究における研究分担者又は役割分担を変更する場合

（要綱より抜粋）

平成 14 年度において、補助金交付申請書に記載されていない経費で、補助対象経費として処理されているものが発見された（参考資料 1 参照）。宮城大学の説明によれば、「当該支出は宮城大学教員が自分の研究課題に関連して他大学の受講生として支出した授業料（前期・後期）469,200 円であり、当該研究計画について補助金交付申請書への記載はないものの、要綱 5(1)イに該当するものとして、「軽微な変更」として計画変更の承認申請は不要」とのことである。

しかし、当該支出は単純な経費の支出ではなく、教員の勤務時間の変更を伴う可能性があり、支出額が少額であることのみを理由に「軽微な変更」と扱うのは妥当ではないと考えられる。もとより、当該教員は平成 14 年 4 月 1 日付けで補助金交付申請しており、その時点で当該授業料を支出することは容易に把握できたはずであり、当初の補助金交付申請書に授業料支出等の予定を記載していないこと自体問題である。

2 科学研究費補助金の管理体制

科学研究費補助金（以下「科学研究費」という。）は、我が国の学術を振興するため、人文・社会科学から自然科学まで、あらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的とする国からの研究助成費で、大学等の研究者又は研究者グループが計画する基礎的研究のうち、ピア・レビューにより学術研究の動向に即して、特に重要なものを取り上げ研究費の助成をするものである。このように科学研究費については、国の補助金であり、その補助金の適切な執行を確保するため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「日本学術振興会法」及び「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」のほか、文部科学省研究振興局長より「科学研究費補助金の取扱いについて（通知）」が出ており、これらの法律・告示・通知に基づき適正に管理することが求められている。

今回の包括外部監査の対象となった平成 14 年度の「科学研究費補助金の取扱いについて」（平成 14 年 6 月 28 日付け 14 文科振第 135 号）によれば、「研究費は研究代表者に対して交付され、研究費の管理責任は研究代表者が負うが、研究費の管理の実務については、研究代表者は、原則として、所属する研究機関の事務局に委任する」こととなっている。

宮城大学と農業短大において、科学研究費の管理状況を検討した。農業短大においては、上記通知のとおり研究代表者である教授等の科学研究費用の預金口座やその口座からの補助金の執行をすべて事務局が管理していたが、宮城大学は管理の実務は実質研究代表者である教授等が行っており、事務局は年度終了時に収支簿と証憑を受け取りファイルしているだけであった。

平成 14 年度に宮城大学で受け入れた科学研究費 4 件のうち、2 件について補助金の経理管理が適切に行われているかどうかを検討した。その結果、次のような問題があった。

国内旅費の算定誤り

宿泊料の算定に当たり、宿泊地が乙地であるにもかかわらず、甲地で計算されていたため、3,700 円過大支給となっている。

備品の寄付漏れ

科学研究費により、設備備品等を購入した場合には、直ちに研究者は所属する研究機関に寄付しなければならない（科学研究費補助金取扱規程第 16 条）が、サンプルで検討した科学研究費で購入された備品（パソコンなど 557,865 円）は寄付が行われていなかった。なお、検討対象外の他の 2 件の備品についても同様とのことであり、平成 14 年度の科学研究費から購入した備品はすべて大学に寄付が漏れていたことになる。

また、収支簿では「消耗品費」で処理されているが、本来「設備備品費」で処理すべき備品（プリンタなど 68,565 円）も大学への寄付処理が行われていなかった。

謝金に係る出勤表の不備

研究を遂行するための資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集、社寺・仏閣等で資料を閲覧した場合等、研究のために協力を得た人への謝礼に要する経費として謝金を支出することが認められているが、研究室等に一定期間出勤して資料整理を行う場合には「出勤表」を整備し、謝金を支払うことが求められている。

しかし、一部の出勤表（特定の人々の2ヶ月分60,000円）に従事者確認印がないにもかかわらず、研究代表者が確認し、支出している謝金があった。

以上記載した問題は、宮城大学での科学研究費が、文部科学省の要請する原則である管理実務を大学事務局が行っていないことに起因すると考える。また、平成15年度の「科学研究費補助金の取扱いについて」（平成15年5月23日付け15文科振第92号）によると研究費及び関係書類の管理を所属研究機関に例外なく全て委任することに変更されているが、宮城大学では未だこの体制は取られておらず、研究者に対する年度中の管理指導の計画も平成15年12月現在行われていない。

このように宮城大学の科学研究費の管理実務は、文部科学省が求めているような大学事務局に委任すべきである。

3 受託研究

宮城大学における平成14年度中の受託研究は全5件、うち、事業構想学部2件2,650千円、看護学部3件2,100千円である。

受託研究に係る手続フローに従い関連書類を閲覧したところ、契約書原本が保管されていないもの、受託研究実施要綱により作成義務のある受託研究実施計画書が保管されていないものがそれぞれ1件（いずれも看護学部）あった。

整備保管すべき書類が規則どおり保管されておらず、研究機関としての大学としては厳に規則等を遵守すべきである。

4 借上宿舎に係る公費負担

宮城大学では、教員宿舎の他、平成 14 年度まで民間の賃貸マンション等を借上げる借上宿舎があった。借上宿舎は、大学開学時における教員採用のため、政策判断のもとに制度化されたものであるが、平成 14 年度末までに全て廃止された。この借上宿舎について下表のような公費負担が行われていた（金額は平成 14 年度）。

（単位：円）

項目	公費負担額	摘要
賃借料	14,158,019	左記金額は、賃借料支出額 17,141,200 円から入居者より徴収した貸付料 2,983,181 円を控除した金額である。
共益費	942,200	宮城大学では「負担金」として処理している。
合計	15,100,219	

（１）賃借料の公費負担

上記のような公費負担が生じるのは、入居者より徴収する借上宿舎の貸付料を、借上宿舎の賃借料に連動させず、「県職員宿舎規則及び県職員宿舎規則の施行について（依命通達）」に定める貸付料（宮城大学借上宿舎の場合、単身入居者が多いため、通常 289 円/㎡で計算される）をもとに計算していることによるものである。

しかし、同依命通達によれば、貸付料については、「宿舎の設置並びに維持及び管理に要する基本的費用を原則として回収する建前の下に」（同依命通達 8.(1)）算定するものと規定している。借上宿舎についても同規則に定める貸付料を適用しているが、県職員宿舎規則ではそもそも想定しない事例であることから、県立大学として借上宿舎に係る公費負担を現行の県の関連例規に求めるのは適当ではない。

（２）共益費の公費負担

県職員宿舎規則によれば、職員宿舎に係る費用の負担に関する規定は次のとおりである。

第 23 条（費用の負担）第 2 項

次の各号に掲げる費用は、借受者の負担とする。ただし、宿舎の一部を職務に関連して公用に供する場合に必要とする費用は、県が負担する。

- 一 電気、ガス及び水道の使用料
- 二 ごみ及び汚物の処理に要する費用
- 三 共用施設の使用に要する費用

以下省略

宮城大学によれば、「共益費等の管理費は賃貸借契約において契約者が家賃と一緒に支払う費用であることから、契約の当事者である宮城県が負担すると解釈するのが自然である」とのことである。

しかし、借上宿舎の共益費は入居者が負担すべきと考える。ここにおいても、県立大学として借上宿舎に係る公費負担を現行の県の関連例規に求めるのは適当ではない。

5 兼務報酬の支給

宮城大学と農業短大の間で、常勤教員が非常勤教員を兼職した場合のその非常勤教員としての勤務に係る報酬（兼務報酬）について、「県立大学の教員に対する内部謝金等の取扱いについて（通知）」（平成 10 年 10 月 23 日付け 人事課長通知）により、外部の非常勤講師と同様の基準で支給している。平成 14 年度における兼務報酬の支給状況は次のとおりである。

（単位：円）

所属先	兼職先	対象者	時間数	支給額（総額）
農業短大	宮城大学	4 名	54 時間	446,400
宮城大学	農業短大	1 名	26 時間	208,000
合計		5 名	80 時間	654,400

県立大学室によれば、「教育公務員特例法第 21 条第 1 項は、教育公務員が教育に関する同一地方公共団体の他の職を兼ねた場合、兼務報酬を受けるとしていることから、兼務報酬の支給に問題はない」とのことである。

しかし、教育公務員特例法の適用を受ける教員といえども常勤の職員であるため、兼務報酬の支給については、納税者の疑問が生じないよう配慮することが適当である。

6 契約方法の見直し

県立大学では校舎等清掃業務を外部へ委託しているが、平成 14 年度における契約の状況は下表のとおりである。

（単位：円）

大学	宮城大学	農業短大
契約方法	一般競争入札	指名競争入札
予定価格（A）	30,184,350	19,217,000
契約金額（B）	16,222,500	19,000,800
落札率（B/A）	53.7%	98.9%

地方自治法によれば、契約の締結は一般競争入札が原則であるが（同法第 234 条第 1 項、第 2 項）例外的に指名競争入札とすることができるものとして、地方自治法施行令第 167 条に限定列挙している。

農業短大では、校舎等清掃業務が地方自治法施行令第 167 条第 3 号（一般競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するとして指名競争入札としている。しかし、当該業務に係る仕様書を見る限り、宮城大学と農業短大の業務内容に大きな相違はなく、農業短大における校舎等清掃業務について「一般競争入札に付することが不利」であると認め難い。したがって、農業短大において校舎等清掃業務を指名競争入札としているのは不適當であり、宮城大学と同様、一般競争入札によるべきである。

7 委託料の積算の見直し

農業短大では附属農場の管理及び学習実習指導補助業務について、社団法人宮城県農業公社（以下、「農業公社」という。）へ随意契約により業務委託している（平成 14 年度委託料 15,067,500 円）。

当該委託料に係る設計書によれば、当該業務の所要人員 1.8 名に 1 人当たり平均人件費を乗じて積算しているが、平均人件費は平成 10 年度に農業公社から徴収した見積書を基礎としている。

当該業務委託契約は年度ごとの単年度契約であり、毎年度、合理的に委託料を積算する必要がある。

8 公有財産の管理

(1) 土地地番等の整理

公有財産台帳と土地図面及び登記簿謄本を照合した結果、以下の事実があった。

- 同一種目の一団の土地が二以上の地番を有するが、合筆されていない土地
 - 農業短大坪沼農場土地（仙台市太白区坪沼字沼山の各地番、字郷田の各地番）
 - 宮城大学土地（黒川郡大和町学苑の各地番）
- 確定した実測面積（公有財産台帳記載）が登記面積と異なるが地積訂正がされていない土地
 - 農業短大坪沼農場土地（仙台市太白区坪沼字沼山の各地番、字郷田の各地番）
 - 農業短大敷地（仙台市太白区旗立二丁目1-16）

公有財産規則第 16 条（土地地番等の整理）では、「同一種目の一団の土地が二以上の地番を有するとき、又は確定した実測面積が登記面積と異なるときは、合筆又は地積訂正の手続きをとり、常に現況と一致するように整理しなければならない」と定められている。

この規則に従った処理をしないのは、変更登記費用を節約するためであるが、同規則に従い変更登記手続を行う、もしくは、必要性・経済性を勘案した規則の具体的適用について県全体として指針を定める必要がある。

(2) 公有財産台帳に記載する取得価格

宮城大学教職員宿舎の建物・土地は、住宅供給公社から取得しており、取得代金は15年分割元利均等返済となっている。公有財産台帳価格は、元金1,716百万円と利息支払総額358百万円の合計額2,074百万円で記載されている。

公有財産台帳へ記載する取得価格の定義について、公有財産規則第60条で「公有財産台帳に記載すべき価格は、買入れに係るものは買入価格」とある。利息額358百万円は宿舎取得資金の調達コストであるため、公有財産台帳取得価格に含めるべきではない。

(3) 設備更新工事の公有財産台帳記載

宮城大学において平成13年度にネットワーク設備更新工事が行われ、旧設備が撤去されたが、撤去された財産の価格が公有財産台帳上減額されていない。撤去された財産の価格は開学当時に取得した“建物”に含まれていると推定される。すでに存在しない財産は公有財産台帳上も除去すべきであり、開学当時に取得した建物建築見積書等から旧ネットワーク設備の公有財産台帳価格を算出し、公有財産台帳の建物価格を減額する必要がある。

また、新設備の公有財産台帳は発注した工事金額で記載されているが、この工事には旧設備の撤去作業が含まれており、新設備の台帳記載価格には撤去工事代が含まれている。撤去費用は公有財産の価格ではないため、公有財産台帳価格から減額する必要がある。なお、見積書では旧設備の撤去費用は区分記載されておらず不明のため、撤去費用を調査する又は合理的に見積る必要がある。

(4) 行政財産と普通財産の区分

農業短大の台帳上行政財産に分類されている土地（仙台市太白区羽黒台12-1、面積4,357.24㎡）の上に、行政財産に分類されている建物（学生寮）と普通財産に分類されている建物（職員宿舎）が存在している。

公有財産は行政財産と普通財産に分類され（地方自治法第238条第3項）、公有財産台帳は行政財産・普通財産の分類ごとに作成することと定められている（公有財産規則第58条第3項、公有財産事務取扱要領別表6-3）。

職員宿舎の敷地（農業短大の教員による測量面積は771.09㎡）は本来普通財産として公有財産台帳に記載するものを、取得時には職員宿舎の面積が不明であったため、行政財産と一元的に管理していたものであるが、普通財産として公有財産台帳に記載し管理する必要がある。

9 物品管理

(1) 物品管理帳簿の整備、及び正確な照合確認の実施

備品一覧表・重要物品現在高明細書（以下、「備品一覧表等」という。）に登録された物品の現物調査及び備品一覧表等を閲覧した結果、以下の問題点があった。

- 備品一覧表等記載数量と物品現物数量が不一致のもの、もしくは、備品一覧表等記載物品の所在が不明のものがある（宮城大学及び農業短大）（参考資料2の(イ)参照）
- 備品一覧表に登録されているが現物廃棄済みのものがある（宮城大学及び農業短大）（参考資料2の(ロ)参照）
- 備品シール貼付けがなく、備品一覧表等との照合可能性の確保がされていない物品がある（宮城大学及び農業短大）（参考資料2の(ハ)参照）
- 備品一覧表等で、「設備・システム一式」等現物を特定できない記載があるもの（宮城大学）メーカー・型式・製造番号等、物品特定につながる情報が未記載のものがある（宮城大学及び農業短大）（参考資料2の(ニ)参照）
- 備品一覧表等で、物品数台をまとめて1件として登録しているものがある（宮城大学）（参考資料2の(ホ)参照）

また、照合確認実施状況質問の結果、以下の問題点があった。

- 照合を実施した資料（証跡のある資料、備品一覧表等）が保存されていない（宮城大学及び農業短大）
- 物品管理実務担当者が長期休暇中であったため、平成14年度の照合確認を実施していない（宮城大学）
- 講義机及び教員が自宅で使用している研究用物品は備品登録しているが、照合確認対象から除外している（宮城大学）

上記の事実は、財務規則第144条「毎年度末の備品登録書との照合確認及び知事への報告」、同第146条「備品整理票貼付等による照合可能性の確保」、同第176条「出納保管・供用状況の記録管理」に照らして不相当である。

また、照合確認について、農業短大では平成13年度及び平成14年ともに実施し、宮城大学では平成14年度は未実施であるものの平成13年度は実施しているとのことである。ただし、上記の備品一覧表等の整備状況、物品へのシールの貼付け状況からして、規則の要求する照合確認が正確に実施できる環境にあるとは考えにくい。したがってこの点からも、毎年度末の備品登録書等との照合確認及び知事への報告を定めた財務規則第144条に照らして不相当である。

物品の保全、保有物品の現況の的確な把握・有効的利用のため、財務規則に従い、帳簿記録を整備し、帳簿と物品現物の照合可能性を確保し、毎年度末の照合確認実施を徹底する必要がある。

(2) リース物品の管理

平成 14 年度中において、宮城大学ではリース料総額 612 百万円、農業短大ではリース料総額 26 百万円のリース契約が存在する。しかし宮城大学、農業短大ともに、リース契約に含まれるリース物品の数量、所在もしくは使用者を記載した管理台帳は作成されていない。また、農業短大ではリース料支払時に全てのリース物件について、契約書記載物件明細と物件現物を照合しているが、宮城大学では定期的なリース物品残高の調査も行われていない。

リース物品の保全管理を徹底するため、物品の内容、数量、所在等を記載した管理台帳を作成し、管理台帳と現物を定期的に照合する必要がある。

なお、現状ではリース物品の管理規程がないため、県全体としてリース物品の管理規程を整備する必要がある。

< 参考資料 >

1 問題が発見された宮城大学研究補助金の明細

区分	No.	学部	職名	交付決定額	確定額	不適切な資金管理 金額	年度末の備品等の購入で 適切な予算執行と認められないもの				源泉徴収漏れ		出勤表の不備 金額	寄附処理 もれ 金額	変更申請を 要する経費 の支出 金額
							日付	金額	支出内容	登録遅れ	支出先	金額			
一般	2	看護	助手	240,000	240,000	240,000									
一般	13	看護	助手	240,000	240,000	240,000									
一般	14	事業構想	教授	1,850,000	1,850,000	1,850,000									
一般	15	事業構想	教授	1,590,000	1,244,616						非居住者	198,000			
一般	20	看護	助教授	1,370,000	1,370,000	1,370,000									
一般	21	看護	助教授	1,320,000	1,320,000		3月26日	147,000	ソフトウェア					147,000	
一般	22	看護	助教授	970,000	970,000		3月24日	89,250	ビデオ、書籍						
一般	32	事業構想	助手	378,000	378,000		3月16日	23,940	電子辞書						
一般	33	事業構想	助手	377,000	377,000		3月19日	51,765	デジタルカメラ						
一般	45	看護	教授	1,300,000	1,300,000	1,300,000									
一般	46	看護	助教授	1,080,000	1,080,000		3月19日	171,255	ビデオカメラ他(注2)	(注3)					
一般	51	看護	講師	850,000	850,000		3月24日	36,540	デジタルカメラ						
一般	55	事業構想	教授	1,083,000	1,083,000	1,083,000(注4)							360,000		
一般	57	事業構想	教授	1,850,000	1,850,000		3月30日	41,779	スキャナー						
一般	59	事業構想	教授	1,300,000	1,300,000		3月19日	157,290	パソコン						
一般	61	事業構想	教授	1,300,000	955,722		3月31日	253,470	パソコン	(注3)					
一般	62	事業構想	助教授	4,500,000	4,500,000						アルバイト	543,000			469,200
一般	63	事業構想	講師	1,300,000	1,300,000		3月24日	34,440	ソフトウェア	(注3)					
一般	69	事業構想	教授	1,300,000	1,300,000	1,300,000									
一般	70	事業構想	教授	1,083,000	1,083,000	1,083,000					アルバイト	414,120	414,120		
一般	81	事業構想	助手	377,000	377,000	377,000									
特別	4	看護	助教授	500,000	500,000	500,000									
特別	7	事業構想	助手	2,500,000	2,500,000						研究協力者	300,000			
特別	8	事業構想	教授	1,500,000	1,500,000		3月31日	236,903	書籍						
特別	13	事業構想	講師	1,400,000	1,400,000		3月22日	186,984	パソコン	(注3)					

注1) 上表の ~ は報告書本文の番号に対応する。

注2) 業者からの請求書、領収書の日付が空欄で、平成14年度中の購入かどうか確かめられなかったものである。

注3) 平成14年度の購入でありながら、備品台帳への登録が平成15年度であり、処理遅れになっているものである。

注4) 補助対象経費の一部が教員の個人口座から振込で行われているものである。

2 現物管理上、問題が発見された物品

物品管理上の問題点(下表で該当するものに「」を付している)

- (イ) 備品一覧表等記載数量と物品現物数量が不一致のもの、もしくは備品一覧表等記載物品の所在が不明のもの
- (ロ) 備品一覧表に登録されているが現物廃棄済みのもの
- (ハ) 備品シール貼付けがなく、備品一覧表等との照合可能性の確保がされていないもの
- (ニ) 備品一覧表等で、「 設備・システム一式」等現物を特定できない記載があるもの、メーカー・型式・製造番号等、物品特定に寄与する情報が未記載のもの
- (ホ) 備品数台分をまとめて1件として備品登録しているもの

宮城大学

備品一覧表等(備品一覧表・重要物品現在高明細書)の記載内容					物品管理上の問題点					注
備品	品名	規格・品質	取得額(円)	取得年月日	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	
9602127	LL機器システム	ソニーLLC-2000M 24人用	8,240,000	H9.3.19						*1
9600896	無停電電源装置他	宮城大学無停電電源装置(UPS)仕様、式	1,717,267	H9.3.31						
9601420	講義机(一人用)	イトーキSDL-1011-WE	23,793	H9.3.14						*2
9601700	デジタル液晶カメラ	ソニー DCR-PC7	197,760	H9.3.19						*3
9800267	サーバーシステム一式	(詳細は別紙仕様書のとおり、式)	8,165,850	H11.3.10						
9601811	超音波断層装置	東芝SSA-340A	12,071,600	H9.3.14						
9617049	呼吸代謝測定装置	ミナト医科学AE-280SRC	8,549,000	H9.3.14						
0100220	デジタルカメラ	10120/189	81,984	H14.4.11						
0200884	IBMThinkpadR40	2681-BFJ	632,835	H15.3.13						
0100168	プラズマディスプレイ	50型	890,400	H4.3.28						*4
9603507	Adobe Premiere4.2J	システムソフトWin95対応(日本語)	32,754	H9.3.31						*5

- *1: 重要物品現在高明細書では72人分(9602127~29、24人分×3件)記載されているが、物品現物は120人分存在する。差の48人分は不明。
- *2: 備品一覧表には596件(9601420~1639、1740~2065、9900039~9900088)記載があり、いずれも平成9年3月取得。備品ごとの所在を備品一覧表他帳簿で管理していないため、物品現物の所在がわからない。
- *3: 備品一覧表は12台(9601700~1711)記載されているが、所在を確認できたのは2台のみ。
- *4: 物品現物には、備品0100167の「NANAO デジタルモニター TFT T54D」(金額56,511円)のシールが貼付けられている。
- *5: 備品一覧表には88件(9603507~9603594)記載があり、合計金額は2,882,352円である。

農業短大

備品一覧表等(備品一覧表・重要物品現在高明細書)の記載内容					物品管理上の問題点					注
備品	品名	規格・品質	取得額(円)	取得年月日	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	
9601640	教義机(一人用)	イトーキSDL-1011-WE	23,793	H9.3.14						*1
9601974	原子吸光蛍光共用分光分析装置	AA-855	4,200,000	S57.3.8						
9600010	温水洗濯機	ストップガン付き	320,000	S58.2.10						
9602355	台車	S-DX-S型	48,307	H7.3.24						
9601359	パーソナルコンピュータ	NEC PC-9821AS/V2	491,310	H5.3.5						*2
9600982	ハートチェッカーシステム	セノーLDO200 4人用	935,000	S59.3.30						
9600501	冷蔵庫	ナショナル NR-C25V3G	108,871	H7.6.30						
0100011	上皿天秤	メラー・トレイド PB403-S	132,300	H13.11.29						
9600227	電動式中型一面せん断試験機	千代田製作所 SN21-EE	1,339,000	H7.11.22						
0100093	電動式圧縮試験装置	千代田製作所 SM29-UC	633,150	H13.11.12						
9600377	ワイヤレスマイク	TOWA MA-220	103,000	S48.4.30						

- *1: 備品一覧表には100台(9601640~9601739)記載されているが、備品現物は109台存在する。宮城大学からの管理換による取得であり、管理換時の受入誤りの可能性もある。
- *2: 旧物品管理システムの備品が記載されたシールが貼付けられている。

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

「平成 16 年 3 月 26 日付け包括外部監査の結果報告書」に関わる包括外部監査の実施過程において、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨から、私が重要であると思う合理的な事務の執行上の諸点に付き検討したので、以下のとおり意見を申し述べる。

教育研究機能の発揮と県民への説明責任

1 公立大学を取り巻く環境

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的としている(学校教育法第 52 条)が、その一方で、その建学の理念や社会からの要請などによりそれぞれに個性を発揮することが求められている。

大学入学人口の増大と質的变化は、大学の内部環境にも重大な影響を与えつつある。大学進学率が上昇しても少子化により進学適齢人口はピークを超え、いわゆる大学全入時代が来つつあり、大学間競争が激しくなっている。

こうした変化と並んで、学術の高度化と専門化、その原因でもあり結果でもある研究施設と機器、情報関連機器等の高度化と同時に、その老朽化も進行している。伝統的な教育や研究のスタイルを想定して形成されていた大学内部の制度や行動様式もまた重大な転換期にあるといえる。

公立大学に関していえば、一般行政の諸制度に律されるものと、大学固有の制度として法制化され、あるいは長年の慣行により築かれてきた独自の管理運営や人事上の制度とが並存している。

これらの中には、外的環境の変化に対応し大学が内的環境の変革をとげるうえで障害となり、改革する必要があるものと、維持され、一層活用しなければならないものが混在し、これらを吟味し、判断することは、公立大学の発展にとって不可欠な共通課題である。

平成 3 年の大学設置基準の大綱化にはじまる一連の規制緩和により、大学の教育課程や研究・教育組織の編成における自由度は相当に増している。一方、自由度が増せば増すほど大学の責任は重くなり、事後評価に比重が移りつつある。

なし崩し的に外的環境の変化に対応するのではなく、自己の達成すべき理念と目標を見定め、これまでの経験の蓄積をふまえながら内的環境の変革を図っていかなければならない。

国立大学は、平成 16 年度より法人化が決定しており、公立大学も地方独立行政法人法の施行により自治体の判断で法人化が可能になったが、上記の自己の理念達成は、法人を選択するか現在の直営形態を維持するかにかかわらず、共通の課題である。

地方分権化が進む中で、地方自治体には、一方で世界を見据え、一方で地域住民の要望を充足する本格的な地方政府としての総合的な行政機能が期待されている。そして、各自治体が持つ公立大学には、自治体の創造的機能を先導する役割が強く求められている。

今日の公立大学を取り巻く環境には、こうした期待とともに、国と地方の財政悪化など大きな困難が存在する。大学経営に対する公的支出には厳しいアカウンタビリティー（説明責任）が求められることは当然であるが、自治体の財政悪化により費用対効果の評価はより厳格に行われなければならない。

このように公立大学を取り巻く環境は、少子化、大学制度の変化、地方分権の推進、地方財政の悪化と行財政改革、大学内部の改革の必要性などをキーワードとして大きく変化しており、県立大学はこのような環境の変化に対応していくことが求められている。

2 県立大学に係る財政負担

(1) 県立大学と他大学との事業収支比較

県立大学の平成 14 年度の消費的支出及び収入を全国平均の大学・短大と比較した結果は、表 1、2（作成の前提は参考資料 1 参照）のようになっている。

なお、私立大学との比較においては、医歯学部を設置していない私立大学に関する統計データがあり、県立大学は医歯学部を設置していないので、医歯学部を設置する法人を除いた数値との比較を行っている。

また、宮城大学と農業短大の事業収支は、「第 2 監査対象の概要 2 県立大学の事業収支」を参照されたい。

(注) この項において、「財政負担」という用語は、国・地方公共団体を問わず、税金を財源とする経費負担という意味で使用している。

表 1 宮城大学と国公立大学、私立大学の比較

項目	単位	国立	公立	私立 (除く医科歯科)	宮城大学
学校数	校	99	75	453	
学生数	人	621,487	116,705	1,695,291	1,292
教員数	人	52,276	10,162	51,075	91
職員数	人	34,273	4,698	34,249	32
教員 1 人当たり学生数(/)	人	11.9	11.5	33.2	14.2
職員 1 人当たり学生数(/)	人	18.1	24.8	49.5	40.4
補助金収入	百万円	-	1,727	204,734	-
学生生徒等納付金	百万円	320,986	59,991	1,842,339	766
その他の独自収入	百万円	107,647	17,670	261,081	31
補助金以外の独自収入(+)	百万円	428,633	77,661	2,103,420	797
学生 1 人当たり納付金(/)	千円	516	514	1,087	593
消費的支出	百万円	1,152,666	228,684	1,632,778	2,120
うち人件費	百万円	715,787	126,551	1,076,509	1,113
人件費 / 消費的支出(/)	%	62.1	55.3	65.9	52.5
学生 1 人当たり消費的支出(/)	千円	1,855	1,960	963	1,641
教職員 1 人当たりの消費的支出 (/ (+))	千円	13,318	15,389	19,136	17,236
教職員 1 人当たりの人件費 (/ (+))	千円	8,270	8,516	12,617	9,049
人件費依存率(/)	%	223.0	210.9	58.4	145.3

表2 農業短大と国公立短期大学、私立短期大学の比較

	項目	単位	国立	公立	私立	農業短大
	学校数	校	16	50	468	
	学生数	人	5,800	18,834	254,486	331
	教員数	人	534	1,691	13,307	32
	職員数	人	226	582	8,812	22
	教員1人当たり学生数(/)	人	10.9	11.1	19.1	10.3
	職員1人当たり学生数(/)	人	25.7	32.4	28.9	15.0
	補助金収入	百万円	-	21	39,011	-
	学生生徒等納付金	百万円	2,679	8,593	285,834	147
	その他の独自収入	百万円	202	548	39,444	11
	補助金以外の独自収入(+)	百万円	2,881	9,141	325,278	158
	学生1人当たり納付金(/)	千円	462	456	1,123	444
	消費的支出	百万円	9,638	32,311	317,922	697
	うち人件費	百万円	7,349	20,945	224,293	453
	人件費 / 消費的支出(/)	%	76.3	64.8	70.5	65.0
	学生1人当たり消費的支出(/)	千円	1,662	1,716	1,249	2,106
	教職員1人当たりの消費的支出 (/ (+))	千円	12,682	14,215	14,373	12,907
	教職員1人当たりの人件費 (/ (+))	千円	9,670	9,215	10,140	8,389
	人件費依存率(/)	%	274.3	243.7	78.5	308.2

県立大学と他大学の比較の結果の特徴は次のとおりである。

<宮城大学>

- 教員 1 人当たり学生数 14.2 人
他の国公立大学は、12 人弱であり宮城大学は教員 1 人当たりの学生数が若干多くなっている。これは、宮城大学は民間等からの招聘講師（非常勤講師）が多く、専任教員が少ないことが原因と考えられる。
- 職員 1 人当たり学生数 40.4 人
国立大学は 18.1 人、公立大学は 24.8 人となっており、私立大学並みの指標となっている。これは、大学設置準備において定数の絞込みを行った結果であり、効率的な配置という側面を持つが、一方で、「第 3 外部監査の結果」に記載した事務管理上の問題（例えば、科学研究費補助金の管理体制）の原因となっているとも考えられる。
- 教職員 1 人当たりの消費的支出 17,236 千円
国立大学 13 百万円、公立大学 15 百万円に対し、10%以上高い水準となっている。これは専任教員・職員が少なく非常勤講師の割合が高いことに起因していると考えられる。

<農業短大>

- 職員 1 人当たり学生数 15.0 人
平均的な短期大学は、職員 1 人当たり学生数が 30 人程度であることを考えると約半分の指標となっている。これは短期大学が農業短大のように独立しているものが約半分であり、残りの半分は大学の短期大学部として設置され、その教員は大学本部に席をおくケースが多いことによると考えられる。
- 学生 1 人当たり消費的支出 2,106 千円
他の国公立短期大学は、約 1,700 千円程度に比較し、約 25%程度高い指標となっている。これは農業系という学科の特徴、前述した職員数が多いことが原因と考えられる。
- 人件費依存率 308.2%
他の国公立短期大学は、約 250%程度に対し、50%程度高い水準となっている。これも前述したように本部費の負担や農業系の学科の特徴のほか、学生 1 人当たり納付金の水準に大きな差はないことから、教員の教授・助教授のバランスも平均的な構成に対し、教授の比率が高いことに原因があると考えられる。

総じて、宮城大学は専任教員や職員が少ないことが原因でここに取り上げた指標が国公立大学の平均値と乖離している傾向にある。専任教員や職員が少ないということは効率的な大学運営をしているという側面もあるが、この現状で大学の本来の目的である教育・研究機能を十分に果たすことができているのかを自問してみる必要がある。宮城大学の大学の完成及び大学院の完成が共に延伸され文部科学省の監督下に置かれた原因の一つが現在の専任教員が少ないことなどによる体制の不備とも考えられる。

一方、農業短大は、規模が小さいにもかかわらず、独自で本部機能までもって運営して

いることが原因でここに取り上げた指標が国公立短期大学の平均値と乖離している傾向にある。農業短大は平成 17 年 4 月より宮城大学食産業学部（仮称）として 4 年制大学に移行することが基本的に決まっている。設置場所が現在の農業短大内であるため宮城大学との統合で単純に重複する本部事務局機能がすべてなくなると思われませんが、統合による効率化には十分努力する必要がある。

（２）県立大学の業務実施コスト試算

県は平成 9 年度の宮城大学の開学にあたり、多額の建設事業費を投下している。国公立大学の学校施設投資額に相当する同様の統計数値が公表されていないため、他の国公立大学との比較はできないが、宮城大学の建設事業費について、私立大学と比較した結果は、表 3 のとおりである。

表 3 学校建設費の比較

項目	単位	宮城大学	私立 (除く医科歯科)
学校施設投資額	百万円	23,776	12,338,494
学生数	人	1,292	2,457,984
学生 1 人当たり投資額(/)	千円	18,402	5,020

(注) 学校施設投資額は、宮城大学については開学時の建設事業費を、私立大学については有形固定資産の取得価額（「平成 14 年版 今日の私学財政大学・短期大学編」（日本私立大学振興・共済事業団）より算定）としている。

現行の県立大学の会計は、現金収支のみを対象とする現金主義会計を採用し、単年度予算主義のもと予算執行の結果として歳入・歳出決算書を作成する官庁会計である。したがって、現状の県立大学の会計では減価償却等が認識されず、真の意味での県民の財政負担は測定できない。

国立大学は、平成 16 年度より法人化され、その業務運営に関し発生した業務実施コストに係る情報を一元的に集約して表示する業務実施コスト計算書を作成することになっている。そこで、県立大学の業務実施に係る真の財政負担を把握するため、平成 14 年度の県立大学業務実施コストを現状把握できる情報で試算した結果は、表 4 のとおりである（試算の前提は参考資料 2 参照）。

表4 県立大学業務実施コスト計算書

(単位:千円)

	宮城大学	農業短大	合計
業務費用			
業務費(消費的支出)	2,120,275	697,420	2,817,695
(控除)自己収入等	797,274	157,899	955,173
業務費用(差引)	1,323,001	539,522	1,862,522
損益外減価償却費相当額	310,753	32,629	343,382
引当外退職給付増加見込額	48,032	21,930	69,962
機会費用	174,715	10,397	185,111
県立大学業務実施コスト	1,856,500	604,477	2,460,978

県立大学の業務実施コストは、宮城大学1,857百万円、農業短大604百万円、2大学で2,461百万円と試算された。業務実施コストに相当する財政負担額についての同様の統計数値はないので、他の国公立大学と比較することはできないが、私立大学が国や地方公共団体から受け入れる補助金は税金を財源とする同様の財政負担とみなすことができるため、これと比較した結果は表5のとおりである。

表5 財政負担の比較

項目	単位	大学			短期大学		
		宮城大学	私立(除く医科歯科)	差異	農業短大	私立	差異
財政負担額	百万円	1,857	204,734		604	39,011	
学生数	人	1,292	1,695,291		331	254,486	
学生1人当たり財政負担額(/)	千円	1,437	121	1,313	1,825	153	1,672
学生1人当たり納付金	千円	593	1,087	494	444	1,123	679
学生1人当たり納付金差異考慮後財政負担額(+)	千円			819			993

(注) 財政負担額は、宮城大学、農業短大については既述した業務実施コストを、私立大学(短大)については国・地方公共団体からの補助金受入額としている。

この結果、学生1人当たり財政負担額は、宮城大学で私立大学(医科歯科を除く)に対し1,313千円、農業短大は私立短期大学に対し1,672千円多い結果となっている。また、県立大学と私立大学(除く医科歯科)の学生納付金の差異を考慮した財政負担額でみても学生1人当たり宮城大学で819千円、農業短大993千円多く大学運営に対する相当な財政負担をしていることが分かる。

このように多額の財政負担がある県立大学は、そのコスト(財政負担)に見合った教育・研究成果、地域貢献が求められるのは当然といえよう。

3 県立大学の今後の課題

農業短大は平成 17 年 4 月より宮城大学食産業学部（仮称）として宮城大学に統合され 4 年制大学に移行することが基本的に決まっている。したがって、この項は今後存続が前提となっている宮城大学について記述する。

（1）平成 14 年度に実施された宮城大学外部評価委員会による宮城大学の外部評価

宮城大学外部評価委員会が取りまとめた「宮城大学外部評価報告書」（平成 15 年 3 月）によれば、残念ながら宮城大学は多くの問題点を抱え深刻な状況にあるとの結論になっている。当該報告書の評価項目及びその評価は以下のようになっている。

評価項目		総合評価	看護部会	事業計画部会	空間デザイン部会	情報システム部会
教育について	教育理念・教育目的・教育目標	B-C (一部の学科については但し書きがある。)	B	C	B	B
	アドミッション・ポリシー		A	B	B	A
	教育内容		B	D	B	C
	教育組織		B	D	C	C
	教育方法		B	D	B	B
	教育の達成状況		B	D	B	B
	学生に対する支援		B	B	C	C
	教育の質の向上		B	D	B	B
	教育設備		B	B	B	C
研究活動	C-D	C	D	C	C	
管理・運営	C-D	C	D	B	C	
社会貢献	B-C	B	C	C	B	

(注) 評価点について

- A：十分満足できる。
- B：概ね満足できるが改善の余地もある。
- C：ある程度満足できるが改善の余地がある。
- D：大幅な改善が必要である。

なお、総合評価については各部会の評価点があまりにも異なることから、幅を持たせた評価点となっている。

この外部評価の詳細は、当該報告書を参照されたいが、総合評価点で「十分満足できる」とする A の評価点が一つもなく、宮城大学は全てにわたって改革改善が求められていると結論付けられている。

この外部評価に対し、宮城大学では、宮城大学がもっている可能性なり能力なり実績について、十分に認識してもらえなかったという思いが学内には残っているものの、外部評価の指摘は概ね妥当であり、また有益な指摘も多いので、これをできるだけ宮城大学の改善・改革に活かすべきであると前向きに認識し、新学長のリーダーシップのもと平成 15 年 12 月に「宮城大学の改革 - 外部評価報告への対応 - 」(宮城大学評価委員会)を取りまとめている。

(2) 教育研究機能を発揮するための検討課題

宮城大学は、「高度な実学」という教育理念に基づいた「ホスピタリティ精神やアメニティ感覚に溢れ、高度な専門性と実践能力を身につけ、地域の発展をリードし、世界に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力ある地域社会の形成に寄与すること」という建学の理念に基づいて運営されている。

大学は社会より様々な機能を求められており、その主要なものについて検討課題を考察することとする。

教育・研究

教育・研究機能は、大学の主要な機能として最も重要なものである。前述した外部評価報告書ではその教育についての評価が、あまりにも問題が多い(カリキュラム、専任教員の確保、教員の意欲など)と総括されている。また、研究活動についても「建学の理念がいくら『高度な実学』といっても、高度な専門性と実践能力を身につけさせることができる基盤は、しっかりとした研究成果に基づく必要があり、文部科学省の科学研究費など外部研究費導入に努力しているという形跡はあまりみられない」と結論している。実際、科学研究費の申請件数と採択件数は以下の程度に留まっており、申請さえ教員 6 人に 1 人しか行っていない状況である。

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
申請件数	15 (16%)	16 (18%)	13 (15%)
採択件数	5 (5%)	5 (5%)	5 (6%)
参考：教員数	91	91	85

(注) () 内の比率は教員数に対する比率である。

このような現状を改革するためには、教員の業績評価に基づく適正な処遇が不可欠である。

更に、実学重視の観点から民間等からの教員が多くなっているが、現在教員任期制はとられていない。しかし、実務から離れ 3 年も経過すると変化の激しい現代社会において最新の真の実学を教えることができるかは疑問である。真の実学を教えるため

には最新の實務に携わっているものを定期的に教員として採用する必要があり、一方、これらの教員も實務界に戻り、教育・研究の経験を生かして社会貢献するという循環システムが望ましい。

社会貢献

社会貢献は大学特に公立大学の存在意義の重要な部分を占めると考えられる。地域・住民ニーズを把握し、明確な目標と計画のもと社会貢献の諸活動を実施し、更にその成果を的確に把握し、情報公開・提供によって社会に還元していくというシステム化が必要になってくる。具体的には、学生を教育し優秀な人材を社会に輩出していくことが一義的な社会貢献であるが、そのほか

- 教員の兼業・兼職などによる社会貢献
- 産学連携による知的財産権の創設
- 学内施設の開放

なども含めた積極的な社会貢献を実施していくべきである。

管理・運営

トップマネジメントを補佐し、大学の管理・運営の實務を行う事務職員は、県の一般行政組織の定期的な人事異動に組み込まれ、その勤続年数はせいぜい3～4年程度である。したがって、大学の特殊性になじんだ頃には人事異動というのが実状であり、教授陣への管理・牽制機能が不十分になるだけでなく、大学事務の専門性を持った人材の輩出は期待しにくい。大学事務の専門家を養成する観点から、事務職員の採用及び配属期間に関し、制度的な見直しが必要である。

財務事務

現行の県立大学の会計は、現金収支のみを対象とする現金主義会計を採用し、単年度予算主義のもと予算執行の結果として歳入・歳出決算書を作成する官庁会計であり、しかも一般会計の中に組み込まれている。その結果、県の財務規則等による単年度予算主義や受託研究を補正予算で対応せざるをえないなどの予算執行への制約もある。

県立大学の役割を考えると、適切な計画が策定されるという前提で、予算単年度主義に伴う壁を乗り越えて、弾力的な予算執行により中長期的視野に立った教育研究機能の発揮、社会貢献が求められる。

情報公開

県民は、県立大学が建学の理念に即した教育研究機能の成果を十分に発揮しているのかはもちろんであるが、県が大学に負託した経済資源がその成果に見合って有効に活用されているのかにも強い関心をもっており、県立大学は県民に対しこの面でも説明責任を負っている。すなわち、県立大学は単に単年度の現金収支のみを報告するだけでなく、必要に応じて複式簿記的手法も考慮するなどし、大学の財政状態や運営状

況を明らかにするとともに、大学業務の運営にあたり県民の真の財政負担（業務運営に関するコストの一元的集約情報）を適切に示す必要がある。

（３）県民への説明責任

「宮城大学外部評価報告書」（平成 15 年 3 月）では、宮城大学には多くの問題を抱え、全てにわたって改革改善が求められる現状を踏まえ、学生の期待に応え、県民の負託に責任を持つにはどうするか検討した結果、「地方独立行政法人化も視野に入れた大学事務事業の抜本的改革の早急な検討を行う。」ことを提言の一つとして掲げている。

当該報告書の提言に対して、現在宮城大学では次のように考えている。

宮城大学には、食産業学部（仮称）の設置、大学院改革、事業構想学部のカリキュラム改革、評価制度・任期制の検討、地域連携機能・研究機能強化、学則検討など、法人化より前に一兩年のうちに緊急に改善改革すべきことがある。今は、設置者に協力し場合によっては設置者の助力を得てこれらを進めることが設置者からの自主性・自立性を高め自己責任による運営（法人化）を目指すよりもはるかに重要なことであり、これらを完全に実現できてはじめて大学と学部当事者能力・自治能力があり、自主性・自立性・自己責任の体制も展望できることになる。諸改革を先行させ、法人化については、並行して当面、「改革委員会」で法人化の長短所や可否についての検討を進めるということが適切であると考えられる。

（注）下線は包括外部監査人による。

「宮城大学の改革 - 外部評価報告への対応 -」（平成 15 年 12 月）宮城大学評価委員会

このように、宮城大学は、新学部の設置や外部評価で指摘された問題に対する諸改革を設置者（県）の協力を得て進める段階であり、自己責任による運営を目指す段階には至っていないと自己分析している。

これに関連して、「公立大学法人化への取組み（報告）」（平成 14 年 12 月 公立大学協会法人化問題特別委員会）によれば、公立大学の法人化について次のように論じている。

第2章 公立大学における法人化への内的要請

(省略)

教育改革の推進と研究の高度化を目指す上で、今日の公立大学にとってとりわけ必要なのは、創造的企画を実施に移す上での予算と人事における自主・自立である。地方自治法と自治体の財務規則の下での予算執行への厳しい規制は、本来は地域住民による予算の把握と点検を容易にすることを目的として定められたものであるが、現実には自由にして効率的な予算運用面の桎梏となっている。(中略)また、大学には事務職員の採用と転出に関する人事権はなく、それは依然として自治体の下にある。予算の運用と事務職員の人事における自主・自律性の確立は研究を発展させるための強い内的要請である。

(中略)

地域社会のニーズに真剣に向き合い、対応を工夫すればするほど、教育・研究組織、予算運用・事務職員人事の管理など、運営の全面にわたる大学の主体性が必要になる。公立大学のレーゾンデートルである地域貢献を推進しようとするほど、自主・自立への内的要請も高まってくる。

法人化は、われわれ公立大学にとって、国の地方独立行政法人化や国立大学法人化の情勢などの外的契機のみがもたらしたのではなく、1990年代以降公立大学の間を高まってきたこれらの内的要請の実現と不可分に結びついているのである。

以下省略

(注)下線は、包括外部監査人による。

「公立大学法人化への取組み(報告)」(平成14年12月 公立大学協会法人化問題特別委員会)より抜粋

公立大学の法人化の議論は、大学自体がその本来機能である教育研究機能を十分に発揮することを真剣に検討すれば、学内より当然に要請されるものであり、宮城大学においても、早期にその段階に達するよう諸改革の具体的な工程表を作成し、その実施状況を県民に明確に説明していく必要がある。

県立大学に係る財務事務及び事業の管理の適正化

1 補助金制度に生ずる利益相反

県の補助金等交付規則によれば、補助金等の交付決定は知事の権限であるが（同規則第4条第1項）、宮城大学研究補助金の交付決定は知事から宮城大学学長へ事務委任され、宮城大学学長の権限になっている（事務委任規則第23条第2項第2号、要綱第4）。また、手引きによれば、「採択研究課題及び補助金に係る配分審査は、研究計画調書を基に予算の範囲内で各学部予算委員会において行い、教授会に報告後、学長が決定する。ただし、特別研究費の配分審査は学長が行うものとする。」（手引き2. 補助金の審査及び配分）としている。

しかし、補助金の対象者は宮城大学に所属する教員個人であり、宮城大学自体への補助金交付ではないにもかかわらず、当該補助金の対象者のみで構成される会議体（各学部予算委員会）にて一般研究費の配分審査が行われるのは、補助金制度として一種の利益相反の関係にある。

補助金制度に生ずる利益相反とは、「教員の個人的利益」と「大学事業費の予算配分における責任」の衝突を意味する。県には様々な補助金制度が整備されているが、補助金の配分審査の場に補助金の対象者が加わることは異例であり、メンバーに第三者（事務局職員等）を加えるなど、配分審査のあり方についての検討が必要である。

2 科学研究費における旅費の取扱いの統一化

科学研究費の支出が所定の基準でなされているかを検討した結果、宮城大学と農業短大で旅費の取扱いに次のような違いがあった。

<宮城大学>

科学研究費は国の制度であり、国の財源措置で補助されているので、国で定めた科学研究費の取扱いの基準に基づき、精算する。

<農業短大>

科学研究費は国の制度であり、国の財源措置で補助されているが、特に日当、宿泊料を減額する又は支出しないことができる場合には、科学研究費補助金交付・執行等事務の手引きに基づき、県の旅費条例も参考に日当等の減額を行っている。

上記のように、宮城大学と農業短大は、日当、宿泊料を減額する又は支出しないことができる場合の取扱いが異なっている。両校は共に県の地方機関であるので、旅費の取扱いに関する運用を統一化する必要があるのではないかと考える。

3 宮城大学教員宿舎の取得費用と有効利用

宮城大学教員宿舎は、平成 9 年 3 月に県が宮城県住宅供給公社より総額 2,074,244 千円（うち建物分 994,401 千円）で取得したものである。宮城大学教員宿舎の設置戸数は 30 戸であるため、1 戸当たり事業費は 69,141 千円（うち建物分 33,146 千円）となる。

宿舎の貸付料は、国家公務員宿舎法に準じて、県職員宿舎規則に基づきその標準的な建設費の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎として定められており、基本的には貸与家屋の延べ面積 1 m²当たり 340 円（月額）で計算される。宮城大学教員宿舎の場合、1 戸当たり延べ面積（約 80～100 m²）で計算すると約 27,200～34,000 円（月額）となる。

宿舎の取得費用のうち、建物に係る償却額を月額一戸当たりで計算すると、

$$\begin{aligned} & \text{建物取得費（利息分を控除）} 823,657 \text{ 千円} \\ & \div 50 \text{ 年（耐用年数）} \div 12 \text{ ヶ月} \div \text{設置戸数 } 30 \text{ 戸} = 45,759 \text{ 円} \end{aligned}$$

となり、貸付料により建設費の償却額すら回収できない高額な取得費用であり、経済的合理性に乏しいといえる。

この点につき、県立大学室の説明によれば、「大学設置時の教員採用にあたって、教員宿舎として良質な住宅を確保する必要性があった」とのことである。

その一方、平成 14 年 9 月 1 日時点における教員宿舎の入居状況について、県全体と比較した結果は下表のとおりである。

	宮城大学教員宿舎	県全体(注1)
設置戸数(A)	30 戸	815 戸
入居戸数(B)	23 戸	712 戸
入居率(B/A)	76.7%	87.4%

注1. 「県全体」は平成 14 年度の宮城県監査委員の行政監査報告書（職員宿舎の管理運営について）より抜粋したデータである。入居率は建築後経過年数により異なるため、宮城大学教員宿舎と同じ区分（15 年未満）と比較している。

宮城大学教員宿舎の入居率は県全体と比較しても低くなっており、上記設置目的を充分達成するためにも教員宿舎の入居率を向上させる必要がある。

4 債務負担行為の設定

宮城大学教員宿舎は、宮城県住宅供給公社が土地及び施設を先行取得し、平成9年3月に県が同公社より取得したものであるが、これに関連し、県は平成7年度に「県立大学教員宿舎建設等資金償還」として2,922,500千円を限度額とする債務負担行為を設定している。同公社との契約書によれば、建設代金総額2,074,244千円は元利均等で15年分割支払となっており、平成14年度においても支払条件どおり136,678千円(うち利息相当額29,905千円)を「公有財産購入費」として支出している。

県立大学室によれば、「宮城大学教員宿舎建設に係る工事代金支払条件については、一般の職員宿舎建設に係る起債が認められないことから、県は分割支払による同公社からの買い戻し事業としたものである。当該事業を進めるに当たっては、総務省等関係機関と協議のうえ債務負担行為を設定し、総務省自治財政局所管の地方公共団体財政状況調査(決算統計)にも「公債費に準ずる債務負担行為」としてその詳細は報告されている」とのことである。

債務負担行為の設定については、旧自治省財政局長から各都道府県知事宛てに示された「債務負担行為の運用について」(昭和47年9月30日付け 自治導第139号)にて、次のとおり通知されている。

債務負担行為については(中略)財政運営の健全性確保の見地から、その適正な運用に努めるよう通知したところであるが、最近、債務負担行為の設定額が急激に増加し、その運用においても制度の趣旨にもとる事例が見受けられることは極めて遺憾である。

今後の債務負担行為の運用にあたっては、下記事項に十分留意のうえ遺憾のないよう配慮されたい。

(中略)

二 債務負担行為、特に物件の購入または建設工事にかかるものについては、債務負担の原因となる事実が数年度にわたって継続する場合に設定することがその本来の趣旨であるにもかかわらず、地方公共団体が公共施設等の建設にあたり、もっぱらその財源調達の手段として債務負担行為を設定し、当該施設の建設完了後その建設に要した経費を長期にわたり支出する事例がある。

この種の債務負担行為は、制度の趣旨に照して適当なものと認めがたいので、このような運用は厳に慎しむとともに公共施設等の建設に要する経費は当該建設年度の歳入歳出予算に適正に計上して処理すること。

上記通知の趣旨に鑑みれば、今後の債務負担行為の設定についても、県財政運営の健全性確保の見地から慎重な取扱いに留意されたい。

5 競争入札の活性化

宮城大学の施設管理業務に係る業務委託契約のうち、平成12年度から平成14年度までの3年間、受託業者が同一であった契約の内容は下表のとおりである（金額は平成14年度）。

（単位：円）

業務名	契約方法	受託者	予定価格 (A)	契約金額 (B)	落札率 (B/A)
空調設備保守点検	指名	A社	12,012,000	11,550,000	96.2%
消防設備保守点検	競争	B社	4,581,150	4,357,500	95.1%
電気設備保守点検	入札	C社	4,182,150	3,990,000	95.4%

これらの業務委託契約について、同一業者が継続して落札しており、かつ落札率が95%以上の水準であるため、競争不十分であったと考えられる。県立大学室によれば、「前年実績等も加味しての予定価格であれば、当該落札率が競争不十分とは言えない」とのことである。

しかし、このことは上記の業務委託契約に限られた事情ではないことを考慮すると、入札方法について再考願いたい。

6 備品の購入時期

平成14年度の備品購入費について、平成15年3月の執行状況を調査した結果は下表のとおりである。

（単位：千円）

大学名	平成15年3月	年度執行額	3月執行比率 /
宮城大学	13,626	35,330	38.6%
農業短大	3,791	26,463	14.3%

宮城大学の3月執行比率が農業短大と比較して高くなっている。この点につき、宮城大学の説明によれば、「前もって、年度内に既存備品を更新するという予算要求であっても、時期については最初から講義などが終了する年度末に計画することが多い。高額な備品については、1年分の計画をリストアップし、年度内で優先順位を勘案しながら執行することになり、更新したいが他に必要なものが生じる可能性がある、として購入を遅らせる場合もあり、結果的に3月執行比率が高くなった」とのことである。

しかし、このことは必ずしも宮城大学に限られた事情ではないことを鑑みると、効率的な予算執行の観点から、宮城大学においては、備品購入の時期について見直しを検討することが望まれる。

7 公有財産の管理

(1) 建物附属設備の建物との分離、及び価格改定の実施の必要性

公有財産台帳の価格は「公有財産台帳価格改定に関する評価要領」に従い、4年に1度価格改定が行われる。この要領によると、建物は、「価格改定直前公有財産台帳価格×時価倍率×耐用年数から算定された残存価格率」で価格が改定される。

電気設備等、企業会計でいう「建物附属設備」は、公有財産規則の区分・種目に定められていないため、公有財産台帳の記載上、建物に含まれている（『公有財産事務取扱要領』の要領別表6（第50条関係）「公有財産記載方法」の建物構成においては、“附属物”（電機、水道、ガス等の設備）が建物に含まれる旨の記載がある。）。また、「公有財産台帳価格改定に関する評価要領」に記載されている「耐用年数及び残存率表」も公有財産規則の区分・種目に従って定められているため、「建物附属設備」の耐用年数は定められていない。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）でもわかるように、通常、建物附属設備は建物本体より耐用年数が短い。上記のように関連する規則等に「建物附属設備」についての定めがないため、4年に1度実施される価格改定の際に「建物附属設備」も建物本体の耐用年数で価格改定される。

公有財産台帳が公有財産の現在価値を表すためには、「建物附属設備」について、その公有財産台帳の価格を建物本体価格から分離し、適切な耐用年数を設定し、価格改定を実施することが必要であり、県全体として検討願いたい。

(2) 教員・職員宿舎における附属建物等の貸付料徴収

教員・職員宿舎貸付料は「県職員宿舎規則」に従い、貸与家屋の延べ床面積に規則で定められた1㎡当りの単価を乗じて計算されるが、宿舎の貸付料の対象となる貸与家屋の延べ面積には、物置の面積は含めていない。すなわち、物置の貸付料は徴収されていない。

これは、「県職員宿舎規則の施行について（依命通達）」（平成14年3月31日付け 職厚第215号）における、「宿舎の貸付料の対象となる貸与家屋の延べ面積には、物置、バルコニー、ベランダ及び出窓等の面積は含まれない」（通達8.(2)）との定めに従ったものであるが、“物置、バルコニー、ベランダ及び出窓等”は、県有財産を各入居者が借り受けていると捉えるのが妥当であり、これについても貸付料の計算対象面積に含めることを、県全体として再考願いたい。

8 物品管理

「第3 外部監査の結果」で述べたように、宮城大学、農業短大ともに、財務規則の要求する帳簿記録による物品管理が十分に行われているとはいえない。また、シールが貼付けられていない物品が散見され、規則の要求する照合確認が正確に実施できる環境にはない。

物品管理帳簿の整備、及び正確な照合確認の実施のためには、以下の事項について検討・対応が必要であると考えます。

(1) 物品所在場所の管理

物品の現況把握、及び正確かつ効率的な照合確認のためには、物品所在場所の移動状況の把握が重要であるが、これについて以下の改善が必要である。

- 物品管理システムの改善（システムによる所在場所の管理）

物品管理システムでは「供用場所」コードがあり、これで現物の所在管理が行われる。しかし、宮城大学では「供用場所」コードが1～99しか使用できないため、これを使用しておらず、物品管理システム入力データを表計算ソフトに再入力し、所在場所を付記することで物品の所在を管理している（平成11年度までの取得物品についての表計算ソフトによる所在管理データは未作成）。

物品所在場所管理のために物品管理システム登録、表計算ソフトへの転記という2度の情報入力の労力がかかっている。供用場所コード桁数増加等により物品管理システムに所在管理を一元化し、物品管理事務を効率化する必要がある、県全体として改善願いたい。

- 物品管理システムの「供用場所」間の移動管理

農業短大では、物品管理システムの「供用場所」コードを使用して所在場所を管理しているが、教員間の物品現物の移動が物品管理システムに反映されていないものが見受けられた。

「供用場所コード」間の物品現物移動についての報告の手順を定型化し、事務局への速やかな報告を義務付けることにより、タイムリーに物品管理システム供用場所コードの移動処理を行い、供用場所コードが常に現況を示すようにする必要がある。

なお、照合確認で供用場所コード誤りがあった場合は、当然その旨の報告を求める必要がある。

(2) 照合確認実施体制の整備

照合確認を必要とする備品(2万円以上)の件数は膨大である。しかし、現状における照合確認実施状況は下記のとおりであり、膨大な件数の備品について正確かつ効率的な照合確認を実施することは難しいと見受けられる。

- 照合確認実施者について
 - 宮城大学
事務局の物品管理担当者数名に限定されている。
 - 農業短大
各教員が保管管理している備品以外は、事務局の物品管理担当者数名に限定されている。
各教員が保管管理している備品は、各教員が照合確認を実施しており、各教員から結果報告を受けている。なお、教員の実施する照合確認への立会、抜打検査などのチェックは行っていない。
- 実施方法、実施に当たっての留意点・報告事項の指示について
農業短大においては、各教員が保管管理する備品は各教員に照合確認の実施を依頼しているが、方法・留意点について詳細な指示はない。

膨大な件数を正確かつ効率的に照合するためには、照合確認実施のためのマニュアルを作成して、実施スケジュールを計画し、大学全学で取り組むべき事業として位置づけ組織的に照合確認を実施する必要がある。また、実在性をより客観的に検証するためには、照合確認は物品の使用者以外が実施する、もしくは物品使用者と物品使用者以外の者2名で実施することが必要である。

マニュアルは以下のような事項を記載して照合確認実施者に配布し、周知徹底を図る必要がある。

- 準備を含めた照合確認実施のスケジュール
- 担当・割当の記載(組織化)
- 照合確認の実施方法、違算への対応方法
- 照合確認結果の報告方法
- 大学敷地外(教員の自宅など)で使用・保管している物品の照合確認実施方法

(3) 物品として要求される管理の対象・範囲

財務規則では、備品の管理について、毎年度末の備品登録書等との照合確認及び報告(第144条)、備品整理票貼付等による照合可能性の確保(第146条)、出納保管・供用状況の記録管理(第176条)等を定めているが、備品のうち取得価格が2万円未満のものは、消耗品等として管理できると定めている(第138条第2項)。

取得価格が2万円以上の備品の件数は膨大であり、財務規則が要求する管理を全うするには多大な労力が必要である。より実効性・実現可能性の高い物品管理を行うため、次の事項の導入について県全体として検討願いたい。

- 備品として管理すべきものの金額基準を見直し、管理対象を絞ることにより、より効果のある物品管理をする。
- 照合確認について、保管エリア等の区分ごとのローテーションで実施（循環棚卸）することにより、照合確認作業及び確認時期を分散化する。なお、ローテーションによる照合確認のためには、物品所在場所を帳簿で管理する必要がある。

9 入学者選抜手数料の徴収事務

宮城大学条例、県立学校条例（農業短大の準拠する条例）では、入学者選抜手数料は宮城県の発行する収入証紙で納付することになっているが、県外からの出願者は収入証紙の購入が困難であるため、例外的に郵便小為替により納入される。この場合、事務局でこの郵便小為替を「現金」に変え、宮城県の収入証紙を購入し、これを出願者の願書に貼付け消印している。

現状では、郵便小為替の「現金」化及び収入証紙の購入、願書への貼付けという複雑で手間のかかる処理となっている。

このような場合の入学者選抜手数料は郵便振替等とし、入金確認のため願書に振込票を貼付けて出願してもらい、入学者選抜手数料徴収事務を効率化・簡略化することが望まれ、関係課と協議し、この徴収方法の導入を検討願いたい。

10 学生寮に係る経費負担の処理

農業短大学生寮に入寮する学生（以下、「寮生」という。）に係る経費負担については、次のようになっている。

区分	負担者	事務処理
寮費（部屋）	寮生	県に歳入処理
水道光熱費	寮生	県に歳入処理
食材費	寮生	寮自治会で事務処理
賄費（調理）	県	委託（学生生協）

このように、経費の負担者、事務処理の方法が異なり、経費の一部は県の歳入としての処理がなされていないため、総計予算主義の原則（地方自治法第 210 条）の観点からすると疑問が残る。

県立大学室によれば、「食材費については、寮生の食事回数が異なるなど事務処理が煩雑になるということもあり県の歳入としていない。また、県が支出する委託料（平成 14 年度 総額 3,612,000 円）については、もともと職員が配置されて行われていた調理業務を民間委託に切り替えたものである」とのことである。

経費の一部を県が負担するという場合に、総計予算主義の原則からすれば、一度県の歳入に計上し、寮自治会運営に対して一部助成するというやり方もあるのではなかろうか。

< 参考資料 >

1 県立大学と他大学との事業収支比較表作成の前提

金額、数値は表示単位未満を四捨五入している。

宮城大学・農業短大の数値は人員については学生数・教職員調（平成 14 年 5 月 1 日現在）により、財務数値については平成 14 年度大学別収入支出一覧表によっている。

国立・公立の数値は平成 14 年度の「学校基本調査報告書（高等教育機関編）」（文部科学省）による。ただし、以下の点に留意する必要がある。

- 人員については平成 14 年 5 月 1 日現在であり、財務数値については平成 13 年度（県立大学分は平成 14 年度）のデータである。
- 教員数は附属病院及び附属研究所を除く本務者の合計である。
- 職員数は医療系を除く本務者の合計である。
- 補助金収入は国庫補助金及び都道府県補助金の合計額を記載している。
- 人件費には共済費、賃金、報償費等は含まない。

私立の数値は「平成 14 年版 今日の私学財政大学・短期大学編」（日本私立学校振興・共済事業団）による。ただし、以下の点に留意する必要がある。

- 人員については平成 14 年 5 月 1 日現在であり、財務数値については平成 13 年度（県立大学分は平成 14 年度）のデータである。
- 消費的支出は現金主義ベースの支出額をあらわしている。したがって、消費支出から減価償却費及び支払利息を控除した金額を記載している。

2 業務実施コスト計算書試算の前提

業務費は、県立大学の事業収支で把握した消費的支出とした。

損益外減価償却相当額は、次のようにして算出した。

- 対象とした減価償却資産：公有財産として把握されている建物・工作物、重要物品として把握されている機械器具（取得時の評価額 2 百万円以上）・車両。したがって、重要物品として把握されていない 2 百万円未満の備品は対象外となっている。
- 耐用年数：公有財産については、公有財産台帳価格改訂要領に定める耐用年数を、重要物品については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日 大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を使用した。なお、建物附属設備については、建物本体との区分処理を行っていないので、建物本体と同様の耐用年数を用いている。したがって、上記損益外減価償却相当額の試算値は最小値での試算結果となっている。
- 残存価額：国立大学法人の会計基準を準用し、備忘価額 1 円とした。
- 償却方法：国立大学法人の会計基準を準用し、定額法とした。

引当外退職給付増加見込額は次のように算定した。

- 平成 14 年度末に在籍している教職員の自己都合退職金要支給額とその 1 年前の支給差額を個別に試算してもらい、算出した。

機会費用は次のように試算した。

- 県立大学が使用している有形固定資産の簿価が県の出資に相当すると判断されるため、有形固定資産の期首・期末簿価平均に宮城県債 10 年債の平成 14 年度末発行利回り 0.89% を乗じて県出資等から生ずる機会費用と試算した。なお、有形固定資産の簿価の算定は、償却資産については前述した損益外減価償却費を計算したもの、非償却資産（土地）については公有財産台帳の取得価額とした。
- 県等の財産の無償使用（廉価使用）から生ずる機会費用、県等からの無利子（低利子）による融資取引から生ずる機会費用は該当がないと判断されたため計算していない。